○関東地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十五日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百九十七号小山・栃木都市計画、宇都宮都市計画及び西方都市計画下水道事業巴波川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	土浦市中字勢至堂二五六番地先から同市永国字根崎二五四番一地先まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所
〃	土浦市中貫字館野八七九番一地先から同市中貫字門畑一六〇九番二地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年三月十五日

○北陸地方整備局告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　一般国道　七号

占用を制限する区域	図面縦覧場所
新発田市島潟字赤沼二八〇番一から同市島潟字赤沼三九四番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十六日

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号及び二百九十号	新発田市島潟字赤沼二八〇番一から同市島潟字赤沼三九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十五日

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四万十市右山元町三丁目二〇三番二から同市右山元町三丁目七六番一まで	前	七〇・七〇～九三・三七メートル	〇・〇四〇キロメートル	
	後	二九・二四～六七・八八メートル	〇・〇四〇キロメートル	
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番まで	前	A　七・一〇～一一〇・一〇メートル B・C　一〇・三〇～二五一・六五メートル	一五・一六四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・一〇～一一〇・一〇メートル B・C　一〇・三〇～二五一・〇〇メートル	一五・一六四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十五日　九州地方整備局長　小平田浩司

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号及び三百八十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈字北園五三番一から同町大字大隈字宮田一九七番四まで	前	一三・二〇～一五・三七メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	一四・四六～一七・六五メートル	〇・〇四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
由布市挾間町挾間字無田六二五番一から同市挾間町挾間字無田五五七番一まで	前	一〇・三五～一八・九三メートル	〇・三二九キロメートル
	後	一一・七四～一九・三六メートル	〇・三二九キロメートル
由布市挾間町下市字上大六四三五番二から同市挾間町下市字上大六四一九番三まで	前	一〇・一一～一六・三六メートル	〇・〇八〇キロメートル
	後	一三・五七～一六・八二メートル	〇・〇八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所